

一般社団法人全国警備業協会会長 殿

警察庁生活安全局長

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）

平素より、警察業務及び政府が推進する行政の各般、とりわけ取引適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、我が国の経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」に向けて、重要な局面を迎えております。令和7年の春季労使交渉において、33年ぶりの高水準となった昨年の勢いで大幅な賃上げを実現し、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが必要不可欠です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化に繋がる極めて重要な課題であります。

価格転嫁・取引適正化を社会全体で進めるためには、幅広い業界で同時並行的に、発注者となる企業が、中核となる事業に関する取引のみならず、受注者との取引全般における適正取引を行うことが必要です。

こうした中で、令和7年1月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を政府が各業界・企業と連携して進めるよう、石破総理より指示がありました。

貴協会におかれては、本要請文を加盟員の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いたしますよう、お願い申し上げます。

また、周知・依頼を受けた個々の企業におかれては、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 下請法（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号））違反がないか、業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出」の活用

「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」等の現行下請法第4条及び同法第3条等の規定に違反する行為がないか、業界全体で自主点検を行うこと。また、違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うな

どの改善措置を講じること。その際、下請法の「自発的申出」¹を活用し、下請法違反行為を行っていた親事業者が、公正取引委員会又は中小企業庁に対して違反行為を自発的に申し出ることも検討すること。

2. 下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応

現在検討中の下請法の改正案²において、

- ・対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止すること
- ・対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止すること
- ・対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加すること
- ・従業員数 300 人（役務提供委託等は 100 人）の区分を新設し、適用基準を追加すること

等を新たに措置することが検討されている。

本改正案は成立していないものの、これら新たに規制が検討されている行為等は法規制の有無にかかわらず速やかに是正されることが重要であり、改正案の成立・施行を待つのではなく、各業界・企業に対して周知するとともに、取引適正化の観点で各業界・企業において自主的な対応を行うこと。

3. 「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

発注者が受注者に対し、金銭や役務・サービス、その他の経済上の利益を、不当に提供させることは、下請法上、違反行為に該当し得るものである。にもかかわらず、「長年にわたり広く実施されている」、「不利益が小さく、別の取引で回収可能」、「複数年契約であり、予算の都合上、期中の警備料金改定不可」等との言い分により、受注者に不利益・不合理を強いる「染みついた商慣習」も存在する。

例えば、「本来の債務とは別途の、無償サービスの提供要請」や、「メリットの不明確な協賛金・会費等の徴収」、「根拠・説明なき代金の減額（歩引き）」、「代金支払に伴う手数料等の受注者負担」などが該当する。更に、「警備員に対して休憩中に無償での対応を強要」、「交通誘導警備員に対して、建築現場作業の手伝いを強要」、「直前に発注者側の都合で一方的にキャンセルした警備業務に対するキャンセル料の不払い」等、個別業界に特有の商慣習も散見される。

これらのうち、銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の受注者負担については、下請法の運用を見直し、合意の有無にかかわらず、違反行為（減額）に当たると整理される方針

¹ 「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」（公正取引委員会、平成 20 年 12 月 17 日公表）

https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

² 「（令和 7 年 3 月 11 日）「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」の閣議決定等について」（公正取引委員会、令和 7 年 3 月 11 日公表）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311_kakugikettei.html

このような、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が、業界全体で一掃されるよう、①上記の考え方・方針について各業界・企業に周知するとともに、②改善すべき商慣習の提示と必要な見直しを行うこと。

最終製品やサービスを消費者に提供する、いわば「サプライチェーンの頂点」となる企業や業界においては、

- 「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定した業界におかれては、その遵守を推進すること。また、既述のような価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善を図ること。

(1) 発注企業におかれては、「指針」に基づいて、適切な価格転嫁のため、受注者との価格交渉を行うとともに、当該受注者に対して、更にその受注者に対しても、価格交渉を行うよう促すこと。その際、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁がなされるよう、直接の取引先である受注者の先の取引先の労務費についても価格設定に反映させること。

(2) 受注者におかれては、「指針」に示された行動指針に基づき、積極的な価格交渉を行うこと。 等

3

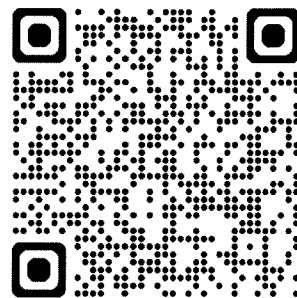
参考資料集

相談窓口

下請かけこみ寺

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html>

中小企業が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

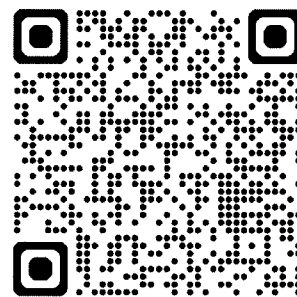


価格転嫁サポート窓口

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/tenka-support.html>

価格転嫁サポート窓口では、価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援を通じて、下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しします。

ご相談の際は、以下、よろず支援拠点の各都道府県窓口までご連絡のうえ、価格転嫁に関するご相談の旨をお伝え下さい。担当の者が対応いたします。



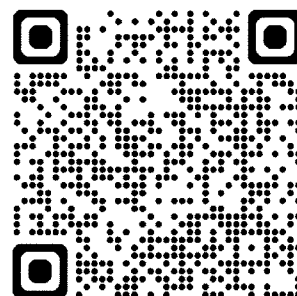
下請法について

下請法ガイドブック

「知って守って下請法」

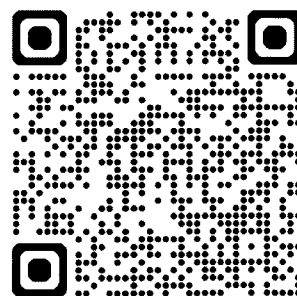
https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/shittemamotte.pdf

法律の概要、違反事例の紹介等



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



合理的な理由なく、価格低減を 要請していませんか？



⚠ 法令違反となる可能性があります！

発注者が、自社の予算単価・価格のみを基準として、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☐ 発注者の事情のみをもって価格の引き下げを要請していませんか。
- ☐ 不況時や為替変動時に協力依頼と称して大幅な価格低減を要求していませんか。
- ☐ 品質が異なる安価な海外製品を引き合いに、取引価格を引き下げていませんか。
- ☐ 現場の生産性改善など、コスト削減に向けた発注者による協力が無いにもかかわらず、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映させていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 品番毎にコスト削減の可能性を評価した上で、合理的な根拠に基づいて価格を設定する。
- 発注者の協力(大量発注や品質の緩和、工程見直しなど)により、受注者のコストダウンを図り、その効果を双方の寄与度によって価格に反映させる。
- 一定期間後に元の取引条件に戻すことを前提とした一時的な価格引下げについては、前提を明確に書面に記載し、適時に取引条件に戻す。
- 発注者は、製品の取引価格設定の根拠(品質、仕様、発注量など)を確認した上で、社内の予算承認を得る。

原材料価格やエネルギーコスト、労務費の上昇時、取引価格に反映していますか？



⚠ 法令違反となる可能性があります！

原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの上昇や、環境や安全面での規制対応に伴うコスト増であるにもかかわらず、不当に従来の取引価格で納入させた場合、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 受注者が、自社の企業努力では吸収しきれないコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、取引価格を据え置いていませんか。
- ☒ 原材料などについて自社調達する受注者が、市況価格に応じたコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、発注者が安価な大手メーカー支給材価格(集中購買価格)を踏まえた取引価格を押し付けていませんか。

こんな取引を目指しませんか？

- 原材料価格、エネルギーコストなどの変動を加味した取引価格の算定手法(見直しの時期や方法、価格スライド制など)について十分に協議した上で、あらかじめ発注者・受注者間で合意しておく。
- 人手不足や最低賃金の引き上げに伴う労務費上昇については、その影響を十分に加味し、協議した上で取引単価を設定する。
- 合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が企業努力で対応可能なものであるかの検討を行い、その範囲を超えるものについては、適切な転嫁がなされるよう発注者・受注者間で十分に協議する。

型^{*}を無償で保管・管理 させていませんか？



*ここでは、金型、木型、その他の
型を「型」としています。



⚠ 法令違反となる可能性があります！

量産後の補給品の支給などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管させるなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 発注者が受注者に対して、長期にわたり使用されない型を無償で保管、管理させていませんか。
- ☒ 当初想定していない保管に伴うメンテナンスなどを無償で受注者に行わせていませんか。
- ☒ 受注者からの型の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を行っていますか。
応諾した場合、廃棄費用を支払っていますか。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担していますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 金型・木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議し、保管方法や費用負担を明確に定める。
- 親事業者の事情により下請事業者に型の保管を求めている場合には、親事業者が必要な費用を負担する。
- 親事業者が主導して、型の保管期間や数量を最小限にとどめる努力をする。

量産時と同じ単価で、 補給品の販売を要請していませんか？



⚠ 法令違反となる可能性があります！

量産が終了した補給品支給の契約を結ぶ場合、量産時よりも少量にもかかわらず、量産時と同等単価で発注するなど、取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☐ 量産打ちきり後に補給品として発注したにもかかわらず、量産時と同じ単価で価格設定をしていませんか。
- ☐ 補給品生産における製品ごとの工程、工数などを考慮せず、発注者側の単価設定ルールによる契約をしていませんか。
- ☐ 補給品の発注の際に、給付内容などを記載した書面を受注者に交付していますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 量産終了後、発注者は速やかに量産終了の旨を文書で受注者に通知し、補給品の支給期間や価格設定などについて受注者と協議する。
- 補給品の単価設定は、量産時とは異なる原材料価格や生産コストなどの条件を加味しながら十分に協議を行う。
- 量産開始前の当初の契約時点で、補給品の単価などについてあらかじめ合意し、明確に書面で定めておく。

少量発注にもかかわらず、大量発注を前提とした単価を設定していませんか？



数量が半分以上に変更。
しかし単価は据え置きして
いただきたく…



それだと
赤字に
なってしまう。



法令違反となる可能性があります！

大量発注を前提とした見積りに基づいて取引単価を設定したにもかかわらず、見積り時よりも少ない数量を見積り時の予定単価で発注することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

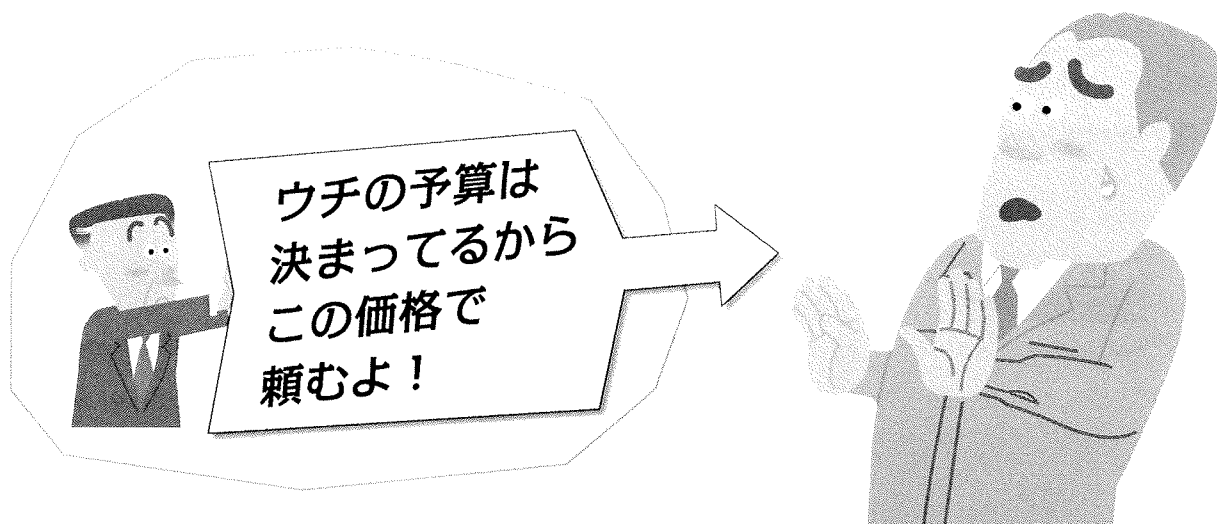
- ☒ 当初の大量発注を前提とした見積り時の数量から、発注数が大幅に減ったにもかかわらず、見積り時の単価で発注していませんか。
- ☒ 見積り時に約束した発注ロット数を無視し、発注者の都合で少ないロットで発注していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 単価の設定時に納入見込み数量を明確にし、実際の発注数量が当初の見込みより一定以上変動した場合は、単価を再設定することを見積書に明記するなど、あらかじめ取り決める。
- 発注ロット数に応じた単価で見積りを取得し、見積り時の段階で発注ロット数毎の価格を取り決める。
- 見積書の数量と異なる数量を発注する場合は、その都度単価を再設定するよう、再見積りを行う。

合理的な理由なく、 指値発注をしていませんか？



⚠ 法令違反となる可能性があります！

合理的な説明をせずに、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 発注者の事情のみをもって指値発注を要請していませんか。
- ☒ 受注者が円高や不況時などの一時的な事情に対応し単価引き下げに協力した後、状況が改善したにもかかわらず単価を据え置いていますか。
- ☒ 単価があいまいなまま発注し、製品納入後、見積価格を大幅に下回る取引価格を定めていますか。
- ☒ 厳しい短納期で発注し、受注者に発生する費用増を考慮せずに、取引価格を定めていますか。
- ☒ 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産の対価を考慮せずに、取引価格を定めていますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 発注者・受注者が十分に協議を行い、合理的な単価を設定する。
- 発注者においては、社内の技術担当及び調達担当の連携を密にし、予算付けの根拠となる見積書が、予定する仕様や発注量を真に反映したものであることを確認した上で、社内の予算承認を得る。
- 急激な円高や需要の急減などで発注者が一時的な単価引き下げなどの要請を行った後、状況が改善した場合には単価引き上げを行うなど、信頼関係を保てるような取引を行う。

本来発注者が負担すべきコストを、 受注者に負担させていませんか？



⚠ 法令違反となる可能性があります！

発注者の都合で取引条件が変更され、それに伴いコストの増加が生じたにもかかわらず、受注者にそのコストを不当に負担させることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

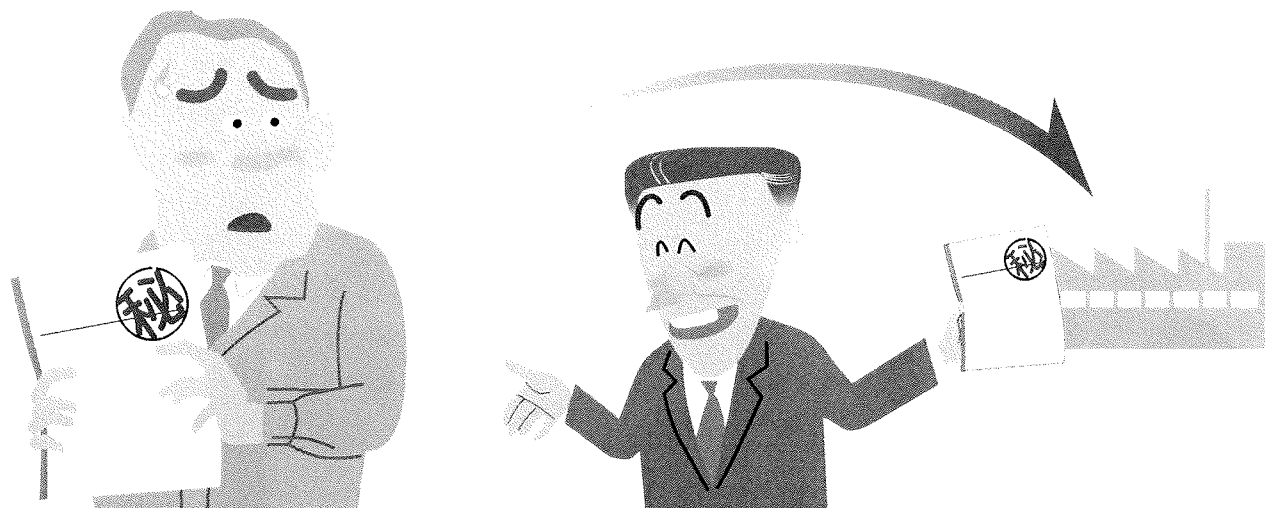
- ☒ 発注者の都合により、一括納品から分割納品へ変更し、受注者にとって製品の運賃負担が増したにもかかわらず、従来と同様の下請代金で納入させていませんか。
- ☒ 発注者が、発注時に決定した数量を下回る納品数量で発注を中断していませんか。また、その際に必要な費用を受注者に負担させていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 委託代金に含まれる製品の運送経費について、1回の発送量や運搬形態などの条件を加味しながら発注者・受注者が十分に協議を行い、合理的な経費を設定する。
- 市場環境の変化に伴う生産計画の変更などにより、発注時に決定した数量に満たない納品数量で発注を中断せざるをえなくなった場合には、受注者が生産準備に必要とした費用を発注者が負担する。
- 型などの当該製品の生産のためだけに製造・購入されるような設備などの費用は、製品単価に上乗せする支払形態ではなく、当該設備などにかかる費用を別途全額支払うようにする。

製品の図面などの技術情報を 無償で提供させていませんか？



⚠ 法令違反となる可能性があります！

製造を委託した製品の図面や製造ノウハウなどの技術情報を無償で提供しよう要請するなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法または独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☐ 発注書面上の給付内容に製品の図面などの技術情報の提供が含まれていないにもかかわらず、製品の納入にあわせて発注者から製品の図面などの技術情報を無償で提供しよう受注者に要請していませんか。
- ☐ 発注者が、受注者から無償で提供させた製品の図面などの技術情報を転用して、別の見積り額の安い業者に発注していませんか。
- ☐ 発注者が、受注者から無償で提供させた製品の図面などの技術情報のデータを用いて、特許申請をしていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 図面などの技術情報の管理のための取組を徹底する。(取引先との機密保持契約、転用に関して承諾を得るべきことを盛り込んだ基本契約などの締結、など)
- 発注者が図面などの技術情報を提供させたい場合、別途対価を支払って買い取るか、あらかじめ発注内容に図面などの技術情報の提供を含むことを明らかにし、適切な対価を設定する。

受注者の非によらない事後的な仕様変更や工程追加に 要する費用を受注者に負担させていませんか？



⚠ 法令違反となる可能性があります！

発注者が、自己の都合で発注内容を変更したにもかかわらず、当該発注内容の変更のために受注者が要した費用を全額負担しないなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

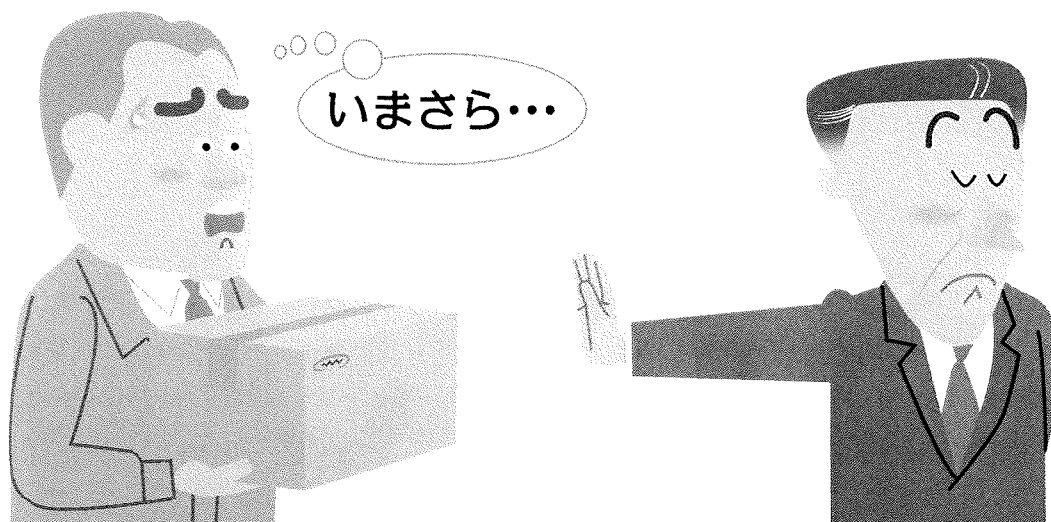
- ☒ 当初の発注から設計や仕様を変更し、追加の作業や当初の納期に間に合わせるための人件費増加などが生じたにもかかわらず、追加費用を受注者に負担させていませんか。
- ☒ 当初の発注内容で加工が進んでいるにもかかわらず、作り直しに相当するような仕様変更を指示し、当初の発注内容で製造された仕掛け品の受領を拒否していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 発注者の都合により設計・仕様の変更が生じた場合には、仕掛け品の作成費用をはじめ、材料費、人件費などの受注者に発生した費用を発注者が全額負担する。
- 追加の作業の内容や必要な期間を勘案し、適切な納期を確保する。

発注者の都合で、商品の受領を拒否したり 返品したりしていませんか？



⚠ 法令違反となる可能性があります！

発注者が、正当な理由なく、受領を拒否したり、返品したりすることなどにより、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 受け入れ態勢が整わないことを理由に、納期どおり持ち込まれた商品を持ち帰らせたり、納期より遅く納品するよう指示していませんか。
- ☒ 他の事業者には販売できないプライベートブランド商品を返品していませんか。
- ☒ 月末や期末の在庫調整のため、一旦納品を止めさせたり、返品したりしていませんか。
- ☒ 単に発注者の取引先から返品されたことを理由に返品していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 製品の納入日について、発注者と受注者が日程について十分な協議を行い、確実に受領できる日を書面で定め、発注者は製品を受領できる態勢を確保する。
- 発注者側の都合で納品指定日に商品を受領することができない場合でも、受領したものとして扱い、指示する納品日までの保管費用などの経費を発注者側が負担する。

受注者に従業員を派遣させたり、自社商品を 購入させたりしていませんか？



法令違反となる可能性があります！

発注者が、受注者に、従業員を派遣させたり、受注者との取引に係る商品以外の商品や役務を購入させたりすることなどにより、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 派遣費用を負担することなく、受注者の従業員を派遣させ、発注者の業務を行わせていませんか。
- ☒ 取引に影響力のある発注側の担当者が、受注者との取引と関係のない自社商品などの購入、利用を要請していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 受注者に従業員の派遣を要請する必要がある場合には、派遣の条件についてあらかじめ合意するとともに、派遣に必要な費用を負担する。
- 受注者の専門的な知識・技術を必要としないような作業に従事させようとする場合には、発注者がアルバイトなどを雇うことで対応する。
- 受注者に委託した業務が適切に行われる合理的な必要性が認められるもの以外、外注担当者などを通じての購入・利用の要請は控える。
- 発注者からノルマを定めるなど下請事業者に購入・利用を余儀なくさせるような要請はしない。

※2 行政指導の対象は、下請法適用対象の取引



手形サイト(手形交付から満期日までの期間)

60日

5月納品

5月末締め・請求

6月末支払い

手形交付

8月末満期日

現金化

（中小企業庁）

